

播磨国
屋形 旗本池田家文書目録解題

文書の伝来

本文書は、昭和四十三年に池田佐与氏（現住所Ⅱ神奈川県茅ヶ崎市東海岸南四ノ一ノ二六）より当史料館が譲渡を受けたものである。佐与氏の家は、播磨国神東郡屋形村外九カ村三千石を領知した旗本池田家の後裔にあたられる。本文書は岡山市の同家の蔵に伝存されたが、今次大戦後にその一部を散佚したという。（昭和二十九年現住所へ転居）。

本文書は、時代は近世後期に限られ比較的少量ではあるが、外様大名分知系三千石級旗本の支配関係文書を主体としている。なお、譲渡のさい、若干の系譜類などが池田家に留保された。

池田家について

池田家は、池田輝澄の七男政済まさやすを祖とする知行高三千石の旗本であり、その知行所は代々播磨国に所在した。

播磨国姫路藩主池田輝政（五十二万石）の四男輝澄は、元和元年六月同国宍粟郡に三万八千石（山崎城主）、寛永八年八月同国佐用郡に加増三万石をうけ、都合六万八千石を領知したが、同十七年七月家中の騒動事件のため改易となり、因幡国鳥取藩主池田光仲に御預、領内の鹿野に籠居、勘忍分一万石を給知され、寛文二年四月同地に歿した。

同年九月輝澄の四男政直が遺領を継ぎ、一万石を播磨国神崎・印南両郡内に宛行われ、翌三年十一月神崎郡の福本に居館を定めた。同五年十二月政直歿し、嗣子なきため翌六年三月遺領一万石のうち神崎・印南両郡内七千石を弟政武（輝澄五男）に、神崎郡内三千石を次々弟政済（輝澄七男）に分知された。政武は交代寄合に列し、福本の居館に住み、政済は寄合に入り、江戸居住となった。ここにおいて、大名分知の変型としての幕臣の旗本両家が成立したことになる。かくして、政済は政済系旗本池田家の祖となったのであるが、同家は寛文六年三月初代政済から代を重ねて第十一代政樹にいたり、版籍奉還となるのである。

その知行所は、現在の姫路市の北方、市川の上流兩岸地帯、つまり東岸に屋形村（神東郡内）、西岸に小室村など九カ村（神西郡内）が分布しており、その陣屋は屋形村に置かれた。これら領内十カ村三千石の支配は、この屋形陣屋を拠点として、代官（在役・用人）と地方役人とによっておこなわれた。領内各村には庄屋・年寄・組頭・百姓代などの村役人がおかれ、陣屋元の屋形村には大庄屋がおかれた。

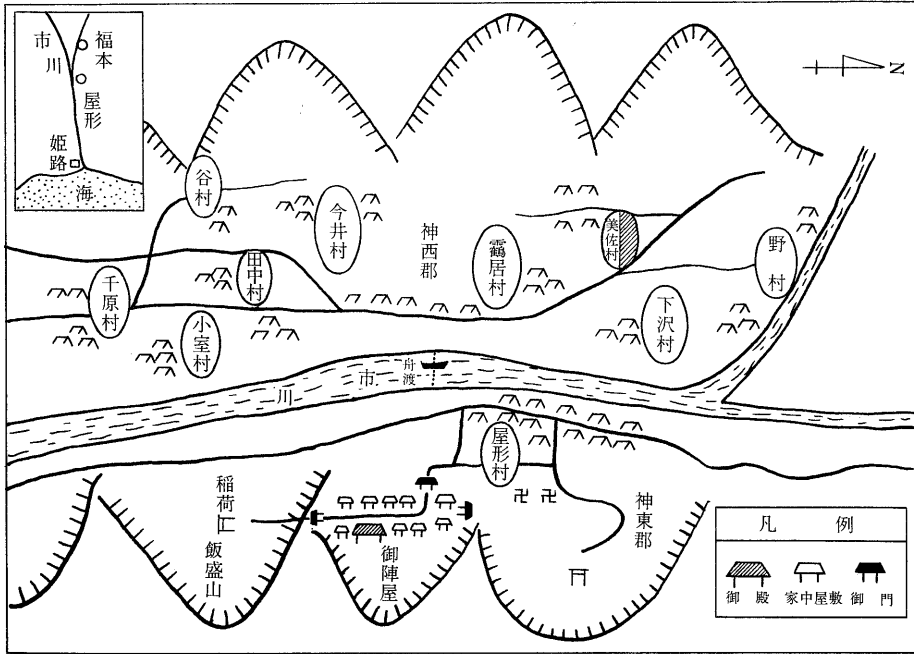
江戸屋敷に常住した旗本池田家の歴代領主（地頭）は、いずれも非役である「寄合」に属することが多かったが、その間、小姓を勤仕した第二代政因を除いては、御使番ないし火事場見廻を勤仕した者が多い。官位は第二代政因の従五位下伊豆守叙任の外は、布衣免許がみられる程度である。明治初年には朝臣となり士大夫を称され、ついで士族に編籍された。江戸屋敷は本所―麴町三丁目―永田町―小川町―表四番町などと転移している。

旗本池田家の家臣団は家老・用人・給人―中小姓（平士）―徒士―足軽・小人（仲間）という格式役順をもち、江戸詰、在所詰の諸役を勤仕したが、本文書所収の「池田家法」の「御意之趣相認覚」が参照されよう。

次に、旗本池田家の略系図（「先祖書」、家系、「池田家統集」、「新訂寛政重修諸家譜」に拠る）、領主（地頭）一覧表（同上に拠る）、知行所略図（「幕末期」播磨国旗本池田氏知行所略図）、知行

所村高表（天保四年「播磨国神東郡神西郡之内郷村高表」に拠る）を掲げて、一応の参考に供する。

播磨国旗本池田氏知行所略図(幕末)

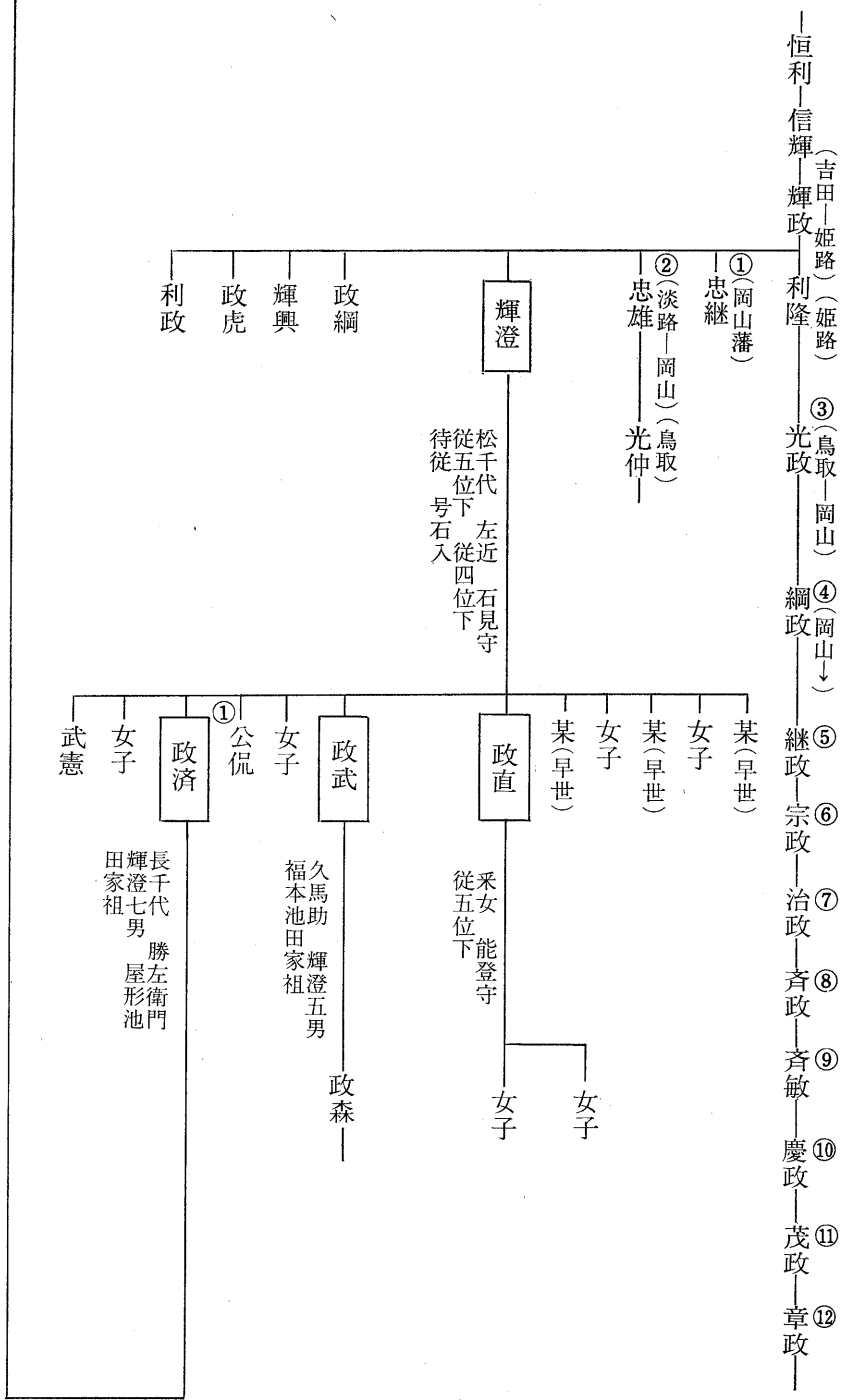


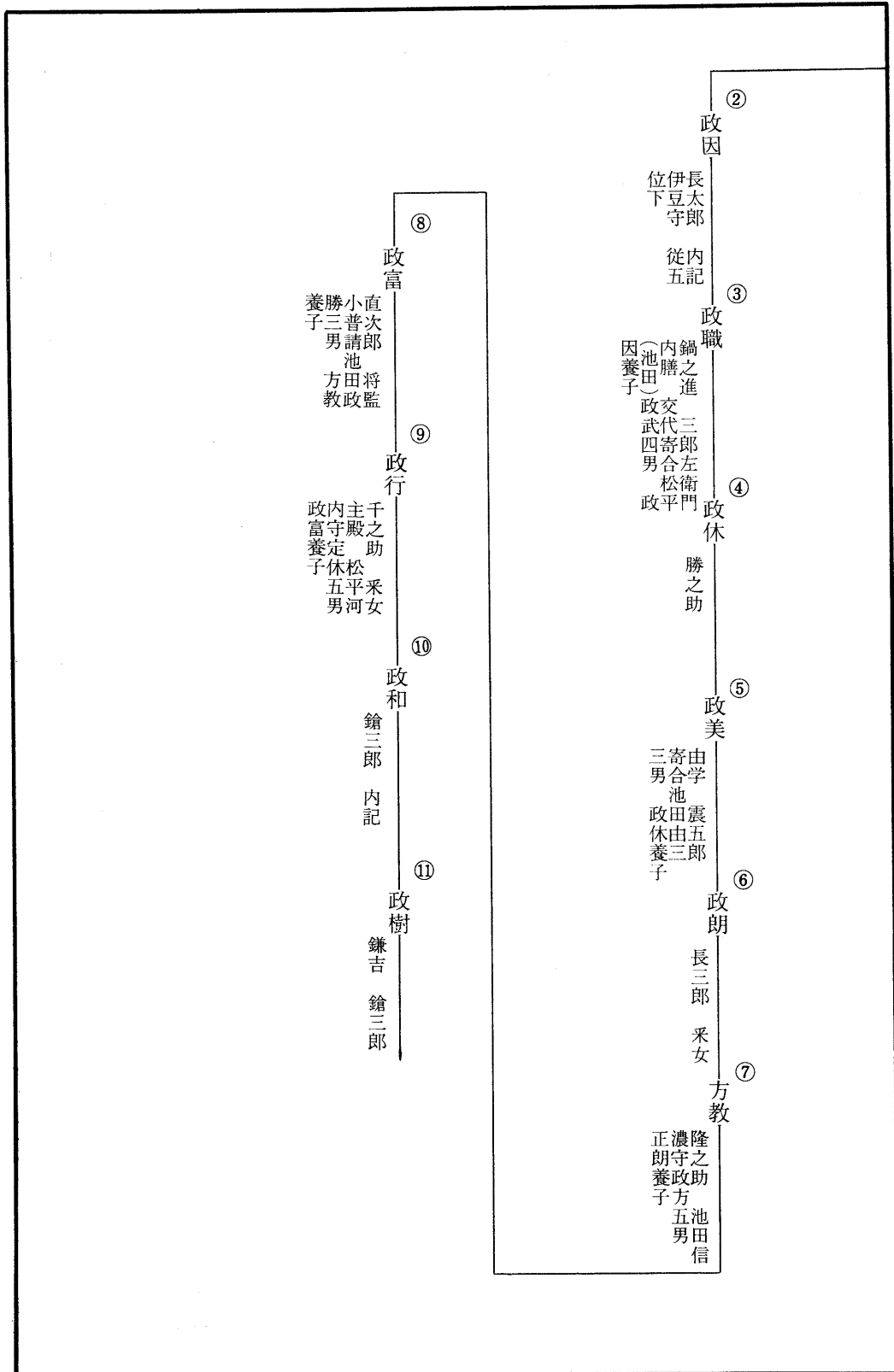
旗本池田氏知行所村高(天保4年)

郡	村名	本田	古新田	改新田	計	(有高)	林
神東郡	屋形村	438.053	18.046	0.69649	456.79549	424.01649	4
神西郡	小室村	241.011	7.449	—	248.460	240.933	0
	千原村	242.127	5.958	0.627	248.712	233.1567	1
	谷村	569.771	8.021	0.181	578.973	571.406	5
	田中村	143.415	8.067	—	151.482	135.072	0
	今井村	267.018	40.988	—	308.006	307.2655	1
	霧居村	355.047	140.046	0.227	495.320	483.3548	2
	下沢村	571.639	6.160	0.277	578.076	555.68443	1
	美佐村	32.367	2.642	—	35.009	33.893	0
野村	139.552	3.522	0.721	143.795	111.8565	1	
計	10村	石 3,000.000	石 240.899	石 2.72949	石 3,243.62849	石 3,094.63842	所 15

(注) 美佐村は松平弾正領分(441石461)と相給。

〔池田氏略系図〕





播磨国屋形旗本池田家領主（地頭）一覽

8	7	6	5	4	3	2	1	歴代
政富	方教	政朗	政美	政休	政職	政因	政濟	領主（地頭）名
将監	隆之助	采女	震五郎	勝之助	内膳	伊豆守	勝左衛門	続柄
養子、池田 政勝三男	養子、池田 政方五男	政美惣領	養子、池田 由道三男	政職惣領	養子、池田 政武四男	政濟惣領	池田輝澄 七男	在任期間
寛政三年十二月 文化四年七月	天明二年七月 宝政三年九月	宝曆六年閏十一月 天明二年四月	寛保一年十二月 宝曆六年九月	享保十七年十月 寛保一年十月	宝永二年七月 享保十七年七月	元禄十年十二月 宝永二年閏四月	寛文六年三月 元禄十年十一月	幕府勤仕
養子入、安政三年十二遺跡継、寄合、御目見、文 化四年七月隠居、同九年八月歿	天明二年養子、同七月遺跡継、寄合、同八年御目 見、寛政三年九月歿	宝曆六年閏十一月遺跡継、寄合、同十二年御目見、 安永八年火事場見廻、天明二年四月歿	元文一年養子、同四年御目見、寛保一年十二月遺 跡継、寄合、延享三年火事場見廻、宝曆四年御使 番、布衣、同六年九月歿	享保十七年十月遺跡継、寄合、（病氣御目見欠）、 寛保一年十月歿	宝永二年養子、同年七月遺跡継、寄合、御目見、 享保十七年七月歿	元禄五年御目見、同十年十二月遺跡継、寄合、同 十三年小姓、同十五年從五位下伊豆守叙任、宝永 二年閏四月歿	寛文六年三月兄政直遺領の内播磨国三千石分知、 寄合、御目見、元禄十年十二月歿	官位
			（布衣）			從五位下 伊豆守		知行高
同	同	同	同	同	同	同	三千石 （播磨国）	江戸屋敷地
同	同	同	同	同	↓永田町	↓麴町三丁目 （桜田）	本所 ↓麴町三丁目	

文書の配列と概要

本文書の配列は、領知、法令、池田家、勤仕、知行所支配の五大項目に分け、それぞれのなかをさらに適宜の項目別に配列してある。

『領知』 知行所とその支配関係の基本的史料である知行所絵図、郷村高帳、知行所人数帳、郡村仮名附帳を一括して、一応『領知』の項目名を附した。後掲『知行所支配』の項目の初出部分と重出関係にある。

「知行所絵図」では幕末期の知行所鳥瞰図と慶応二年の陣屋・在所家中屋敷絵図があり、さらに幕末期の在所家中屋敷絵図の各人別精細図が一〇鋪ある。これらの絵図によって、旗本池田氏知行所関係の概貌を知ることができる。ただし、江戸屋敷絵図ないし江戸家中屋敷絵図はこれを欠いている。後掲「池田家法」のなかの「御意之趣相認覚」に江戸家中長屋に関する規定がみえる。

「御村高帳」、「知行所人数帳」は知行所の村高と人口の実態を知りうる史料である。「郷村高帳」には「有高」記載がみえる。「郡村仮名附帳」は享和三年池田将監より幕府勘定所宛の書上帳である。

『法令』 旗本池田家法、幕府触書、明治布告を『法令』の項目で一括した。

「池田家法」は旗本家法としては出色の史料として注目されるものである。すなわち、「政美公御条目」・「被仰渡書」は主として家臣団の勤仕奉公に関するもの、「御意之趣相認覚」は主として家臣団の恩給保護に関するもので、特に後者はすぐれた異色の史料である。

「御政道書」は領内村々への触書類である。ただし、公事方関係の家法はこれを欠いている。

『池田家』 旗本池田家に関する系譜、同族系譜、相続、縁組、御目見・献上・拝領、家禄、諸家書状、諸家宛書状、屋敷普請、御道具、葬祭、信仰、寺社を一括して『池田家』とした。

「系譜」は屋形池田家の系譜を示すものであるが、このうち明治四年当主池田鎗三郎書上の「先祖書」が最も整ったもので基本史料とな

る。これに「家系」、「系図写」などが補助的役割を果す。「同族系譜」のなかでは「池田家統集」(七冊)が池田家の本家・分葉にわたる最も整ったものである。

「相続」では跡目願、病氣先養子願、急智養子願、智養子願があり、「縁組」では婚姻届、縁組願、親類書、遠類書がある。「御目見」では病氣に付御目見延期願、「家禄」では明治初年の家禄伺書、家禄請取書、家禄渡留、家禄奉還留などがある。なお、「相続」については「池田家法」のうちの「御意之趣相認覚」に相続規定がみえる。「献上」は八朔御太刀献上、「拝領」は亥猪御祝頂戴がある程度である。

諸家よりの池田家当主宛書状を「諸家書状」とし、当主よりの諸家宛書状を「諸家宛書状」として一括した。前者の差出人は在所代官・地方役人ないし大名方である。後者は河原信可ら宛の年頭祝詞程度のものである。

「屋敷普請」では江戸屋敷修復関係の注文仕法帳、諸人用請払勘定帳、諸職人等勘定請取書などがある。「御道具」では刀、衣類、書籍類があり、「信仰」では仏教、神道関係の由来書、経文、祝詞、行儀修法、護符、洗来、神道幣切形などがある。

『勤 仕』 この項は旗本池田氏の対幕府勤仕関係史料を一括したもので、そのなかを勤役、武術訓練、寄合組、御用状、御役金に分類した。

「勤役」は池田氏の対幕府勤役に關する史料で、火事場見廻、火口番、御門番関係の勤方記、心得留、註進状案、註進状留などをはじめ、甲府巡見記・駿府巡見記、さらに大坂御進発御供関係などの文書がある。

「武術訓練」では講武所関係の武術訓練、野試合などの文書がある。「寄合組」では、池田氏が歴代にわたり非役の「寄合」に属するところが多く、寄合肝煎を勤めたこともあるので、寄合一紙証文などの関係文書がある。

「御用状」では池田氏宛の御用召状、火事場見廻辞令、御門番辞令などがある。御使番池田内記宛の御城江出仕令状などもみえる。「御役金」は小普請金請取書(池田氏宛)、旗本寄合役金に付達、同免除関係文書があり注目される。

『知行所支配』 この項は旗本池田氏の知行所支配関係文書を収録した。すなわち、前掲『領知』と重出関係にある知行所絵図、郷村高帳、知行所人数帳、郡村仮名附帳をはじめ、陣屋役所関係の代官達、御用留、日記、御用状、人別関係の宗門改、財政関係の収納請払、公

儀御貸附金、その他である。

「陣屋」は明治初年の陣屋内不用建物取調帳だけであり、その構造の詳細を知りえないが、陣屋Ⅱ御殿の見取図的なものは上掲「知行所絵図」にみえる。

「代官達」は在役代官から領分村々名主・年寄宛に出されたもので、領内百姓の村方払、追放、人柄善悪之者申出、若者寄合酒取締、家中昇格などに関する達である。「在所御用留」は慶応年間の御用書、廻状留、旅中日記留などを収録。

「在役所日記」は寛政十二年より明治四年にいたる間の十九年分の知行所御役所（御用場、御用所）日記である。記載内容は特に精密ではないが、知行所の代官・地方役人の領内支配の実態、領村民ないし江戸役所・領主（地頭）との諸関係などが記録されており貴重な史料である。「在所御用状」は主として江戸の家老、用人、役人らから知行所の代官、地方役人宛に出された書状類であり、前記の「日記」とともに重要である。

「宗門改」では「宗門御改人別覚」がある。領内十カ村の宗門改の総人数部分を村別に記したもので、「大庄屋」扱いで、役人宛に報告している。宗門改帳などはこれを欠いている。別掲の「知行所人数帳」が参照されよう。

「収納請払」は知行所の年貢収納ないし請払勘定などを主としたものである。このうち、明治二年「五ヶ年平均一ヶ年収納高取調帳」、「高反別取米帳」と弘化四年「御領分御下ケ札帳」は領内十カ村の年貢収納関係の基本史料であり、旗本知行所収納の実態を一応知りうる。また「御元方請払勘定帳」は安政三年は五月分、同四年は正月分のそれぞれ一カ月分のものであるが、旗本財政の一端をうかがうに足る史料である。なお、「御用物請取書」に「飾万津港御蔵元中嶋源蔵」がみえる。

「公儀御貸附金」は文政五年と天保十四年の両年度に旗本寄合池田氏が近隣所在の天領生野代官所の御貸附方役所宛に出した公儀御貸附金の拝借証文である。そのため、領内千原村の年貢分を引当としており、同村では御貸附金に対する「村方引請証文」と「引当村方収納高書付」を御貸附方役所宛に差出している。ただし、文政三年の拝借証文もあるが、村方引当証文が欠けている。

「酒造米」には知行所下沢村・谷村両村の酒造家二人分の天保八年「播磨国酒造米高帳」と「酒造書上帳」とがあるが、前者は酒造米高を寄合池田氏から幕府御勘所宛に差出したものであり、後者はこの両酒造家からそれぞれ酒造米高を在所役人宛に差出したものである。

「助郷免除願」は慶応二年池田氏知行所七カ村役人から在所地方役人ないし御奉行所宛に出した明石駅助郷免除願関係文書である。「土

地出入絵図」は質地一件、田地開添一件などの関係絵図である。

〔付記〕

本文書の整理および目録の作成・編集には鈴木寿が当たった。作成・編集に当たっては、多くの関係者の方々から御教示、御協力を得た。記して深甚の謝意を表する。